

各企業様のお悩みやご相談を承ります。

《**在籍型出向**》を活用してみたい企業様へ
ご相談窓口を開設しました。

「在籍型出向」とは？

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、一定期間継続して勤務することをいいます。

下記のご相談は随時受付、ご希望により訪問による相談も実施しております。

☑ 在籍型出向の活用事例

☑ 在籍型出向のメリット

☑ 出向の6つのステップ

☑ 出向に必要な手続き

☑ 活用できる助成金

☑ 助成金申請の手続き

「在籍型出向」で 従業員の雇用を守りませんか？
人材を確保しませんか？



(ご連絡はこちらまで)

在籍型出向なんでも相談窓口

山口労働局 職業安定課

TEL：083-995-0380